

男鹿市告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

令和7年8月28日

男鹿市長 菅原 広二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の届出を受理した年月日	サービスの種類
合同会社 シューネット	訪問看護おんぶ男鹿 男鹿市船越字那場掛23 5番地2	令和7年7月11日	訪問看護 介護予防訪問看護
		指定年月日	
		令和7年9月1日	